

(総務委員会)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

(第百七十七回国会閣法第四号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における退職所得の十パーセント税額控除廃止、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等を行おうとするものである。

なお、第百七十七回国会において、この法律の題名を改めるとともに、期限の到来する税負担軽減措置等をはじめとして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を整備するための措置について削除する等の内閣修正が、また、今国会において、施行日等について所要の修正を加えるとともに、地方税に関する税務調査手続の見直しに関する改正規定中新たな税務調査手続の追加に係る規定について削除する等の内閣修正がそれぞれ行われた。

また、衆議院において、法律の題名を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」に改めるとともに、個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除する等の修正が行われた。